

## <やまぎん>電子書面交付サービスご利用規定

### 1. 規定の趣旨

この規定は、お客さまへの書面の交付に代えて、当行が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（当行または当行が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客さまと当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

### 2. <やまぎん>電子書面交付サービスの内容

- (1) <やまぎん>電子書面交付サービス（以下「本サービス」といいます。）は、<やまぎん>インターネットバンキング（以下「ネットバンク」といいます。）契約者に対して提供するサービスです。
- (2) 本サービスは、ネットバンクの「投資信託受付サービス」「電子書面交付サービス」利用時に、契約者に対し電磁的方法により取引にかかる書面を交付するサービスです。

### 3. 法令等の遵守

- (1) 本サービスの利用にあたって、当行および契約者は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することがあります。その場合、本サービスは変更日以降変更後の規定に従い取扱うものとします。
- (2) この規定に定めのない事項については、「<やまぎん>インターネットバンキング利用規定」および「投資信託総合取引約款」「<やまぎん>特定口座約款」「<やまぎん>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」等の各規定により取扱います。なお、「投資信託総合取引約款」「<やまぎん>特定口座約款」「<やまぎん>特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」における対象書面の通知は電子交付による方法を含むものと読み替えます。

### 4. 書面の種類

- (1) 当行が本サービスにより交付できる書面の種類は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律等に定められている交付書類のうち、次に掲げるものとします。
  - ① 目論見書及びこれと一体となる補完書面
  - ② 口座開設のご案内（お申し込みの累積投資コース）
  - ③ 取引報告書（一般口）
  - ④ 取引報告書（累積投資）
  - ⑤ 取引報告書（一般口募集）
  - ⑥ 取引報告書（金融商品）
  - ⑦ 収益分配金のご案内

- ⑧ 収益分配金（累積投資）のご案内
- ⑨ 収益分配金再投資のご案内
- ⑩ 収益分配金再投資（金融商品）のご案内
- ⑪ 特定口座譲渡損益額のお知らせ
- ⑫ 償還金のご案内
- ⑬ 取引残高報告書（定期交付）
- ⑭ 取引残高報告書
- ⑮ ご投資状況のお知らせ
- ⑯ 「指定預金口座」ご確認のお願い
- ⑰ お取引店・口座変更のお知らせ
- ⑱ 特定口座内保管上場株式等払出通知書
- ⑲ 定期・定額購入契約のご案内
- ⑳ 運用報告書

- (2) 当行が対象書面を変更する場合は、事前にネットバンクのホームページ（以下「当該ホームページ」といいます。）への掲示またはその他当行が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取扱います。

## 5. 本サービスの方法

- (1) 当行が行う本サービスは、当該ホームページにおいて、契約者の閲覧に供する方法（「金融商品取引業者に関する内閣府令」第56条第1項ニの方法）により提供します。
- (2) 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取扱うものとします。
- ① 当行は、契約者が電子情報処理組織を使用して交付される書面の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、当該ホームページ上で閲覧に供します。
  - ② 電子書面は AcrobatReader6.0 以上により閲覧できる PDF ファイルとします。
  - ③ 本規定に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。
  - ④ OS 等に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。
  - ⑤ 当行は契約者に対し、電子書面が当該ホームページ上に記録される旨、または記録された旨の通知を行うものとします。
  - ⑥ 当行は、契約者が電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に記録するものとします。
  - ⑦ 当行は、以下の場合を除き、4.（1）①に掲げる書面にあっては当該信託契約期間の終了日または契約者が当該投資信託を解約した日より5年間、同じく②～⑩に掲げる書面にあっては契約者が各電子書面を閲覧可能となる日（電子交付日）より5年間、当該ホームページ上に電子書面を閲覧に供するものとします。
    - ア. 当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合
    - イ. 当行が契約者より他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法もしくは当該書面の内容等を記録したフロッピーディスクまたは CD-ROM 等を交付する方法等）による交付の承認を得たうえ、当該他の電磁的方法等

により当該電子書面の交付を行った場合

- ⑧ 当行は当該ホームページにおいて閲覧に供する電子書面について、⑦に定める期間、契約者が閲覧可能な状況を維持するものとします。

## 6. 本サービスの利用申込

- (1) 契約者は、当該ホームページの所定の画面から当行所定の方法により本サービスを申込みものとします。(4.(1)②~⑩に掲げる書面にあっては、契約者は、お申込時に「電子交付配信のお知らせ」送信用の電子メールアドレスを登録するものとします)。
- (2) 4.(1)②~⑩に掲げる書面にあっては、本サービスは包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。
- (3) 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更することがあります。

## 7. 本サービスの提供条件

当行は、以下の条件をもとに、契約者に対し本サービスを提供するものとします。

- (1) 当行において、既に「投資信託総合取引約款」に基づく投資信託取引口座をご利用いただいていること。
- (2) 4.(1)①に掲げる書面にあっては、ネットバンクで投資信託取引口座をご利用口座として登録していただいていること。
- (3) 常にインターネットをご利用いただけること。また、6.(1)の電子交付配信のお知らせメールを受信できること。
- (4) 電子書面が、契約者の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録され、契約者は、この記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること(具体的には、プリンター等を保有されていること)。
- (5) 電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式はAdobe Readerの最新バージョンをご用意いただくものとします。
- (6) 本サービスを利用するために必要なOS等を契約者の電子計算機にご用意いただくこと。
- (7) 本サービスを利用する場合、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること。

## 8. 契約者の承諾事項

当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項について、契約者に承諾をいただきます。

- (1) 5.(1)に定める本サービスの方法
- (2) 5.(2)②に定める電子書面の記録方法
- (3) 4.(1)②~⑩に掲げる書面にあっては次の事項
  - ① 電子書面の電子交付は、対象書面の作成基準日が本サービス利用期間中であること。
  - ② 紙媒体により交付された対象書面(本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で

交付することが確定している書面を含む)について、電子書面での再交付は行われません。

- ③ 電子書面により交付された対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む）について、本サービス提供期間中および終了後も紙媒体での再交付は行われません。
  - ④ 後記9.により本サービスが終了する場合、電子書面により交付された対象書面につき、紙媒体でも交付する場合があります。
  - ⑤ 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。
- (4) 当行が契約者にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があります。ただし、緊急点検等の必要性またはその他の合理的事由がある場合は、お客さまにあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部を中断する場合があります。
  - (5) 電子交付された対象書面の記載事項と、当該対象書面をお客さまご自身で印刷または電磁媒体に出力した記載事項に不一致がある場合、当行または当行が契約しているデータセンター等に保有している記載事項を優先すること。

## 9. 解約

当行は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

- (1) お客さまが、当行所定の方法により、本サービスの解約（停止）を依頼され、当行がこれを確認した場合。
- (2) ネットバンクの契約が終了した場合。
- (3) 3.に定める法令等に違反した場合。
- (4) 4.（1）①に掲げる書面にあつては、ネットバンクの投資信託受付サービス利用を解約した場合。
- (5) 4.（1）①に掲げる書面にあつては、「投資信託総合取引約款」に基づく投資信託取引口座が解約された場合。
- (6) 契約者が、5.（2）③に定める本規定の変更に関する通知をうけ、当該変更に同意されない場合。
- (7) 契約者が、5.（2）④に定めるOS等の変更に関する通知をうけ、その変更後に契約者の電子計算機において当該OS等が備わっていない場合。
- (8) 当行の判断により、当行の全ての契約者に対し、本サービスの提供を終了した場合。

## 10. 免責事項

次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

- (1) 当行が、4.（1）①に掲げる目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があります。
- (2) 8.（4）のメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があります。

- (3) 9. に定める本サービスの解約。
- (4) 当行に重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により書面を交付すること。
- (5) 当行に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。

#### 11. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、山形地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上